

維持管理計画書

環境整備センター(平成15年3月竣工)

法第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

基準	対応(維持管理計画書)
施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみ投入は、処理能力246t/日の範囲内で行います。
常時、ごみを均一に混合すること。	ピット内のごみをクレーンにより攪拌して、ごみの均質化を図ります。
焼却室へのごみ投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	焼却炉に投入するごみは、いったん投入ホップに入れ、外気と遮断した状態で定量供給装置により焼却炉に投入します。
焼却室中の焼却ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	焼却炉の出口における炉温を概ね摂氏850度以上に保ちます。
焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	焼却装置(ストーカ)にて焼却灰の熱しゃく減量は3%以下となるよう運転します。
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始時には、助燃バーナにより炉温を速やかに上昇させます。
運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時には、助燃バーナにより、炉温を高温に保ち、ごみが燃えきってから停止します。
焼却室中の焼却ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	熱電対により、焼却ガス温度は連続測定し、その記録を保存します。
集じん器に流入する焼却ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。	集じん器入口ガス温度は、200度未満となるよう運転します。
集じん器に流入する焼却ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	熱電対により、集じん器入口ガス温度を連続測定し、その記録を保存します。
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	減温塔下部・バグフィルタからの捕集ダストを除去します。
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却します。二次空気量を制御します。
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	Co計により排ガス中の一酸化炭素濃度を連続測定し、その記録を保存します。
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N以下となるようごみを焼却すること。	ダイオキシン類の濃度が0.05ng-TEQ/m ³ N以下となるようごみを焼却します。
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を6ヶ月に1回以上測定し、その記録を保存します。
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスを基準値以下で運転します。
煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上支障が生じないようにすること。	密閉構造の減温塔を設置し、冷却水が流出しないようガス冷却塔出口の温度制御を行います。

ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	焼却灰は不適物・鉄を選別後、灰ピットへ貯留します。No.1バグフィルタのばいじんはNo.1バグ灰貯留槽で、No.2バグフィルタのばいじんはNo.2バグ灰貯留槽で受入後薬剤と水で混合し混錬後固化物バンカへ貯留します。
ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	適用外
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんの薬剤処理は、ばいじん、薬剤及び水を均一に混合し、混錬機を設けます。
ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみピットを設け、ごみ燃焼用にピット内空気を吸引します。
蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	ピット内に防臭剤を噴霧します。
著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	特に送風機・圧縮機は、部屋に納め吸音対策をし、一部は防振パットによる防振対策をし、誘引送風機にはダクトにサイレンサーを設置します。
施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	生活排水は合併浄化槽を經由下水放流します。プラント排水は、排水処理後場内再利用します。
施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する調査を行うこと。	定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する調査を行います。
市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	実施します。
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	作成し、保存します。